

# 石川県公報

令和4年3月31日（木曜日）

号 外

（第 34 号）

## 目 次

訓 令			教育委員会	
○石川県公印規程の一部改正	(総務課)	1	○石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則	3
○石川県文書管理規程の一部改正	(同)	1	選挙管理委員会	
告 示			○石川県選挙管理委員会組織運営規程の一部改正	4
○児童相談所に置く児童福祉司の数 (少子化対策監室)		2	監査委員	
○石川県眺望計画の変更 (都市計画課)		3	○石川県監査委員事務局処務規程の一部改正	5
議 会				
○石川県議会事務局文書取扱規程の一部改正		3		

## 訓 令

### 石川県訓令第7号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

石川県公印規程（昭和39年石川県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

石川県知事 馳 浩

別記様式第2号及び別記様式第3号中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第5号中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

### 石川県訓令第8号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

石川県文書管理規程（平成14年石川県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

石川県知事 馳 浩

第47条第1項第1号中「永年」を「30年」に改める。

第56条第1項中「ときは、」の次に「第59条第1項の規定により図書館に移管する文書を除き、」を加える。

第57条を次のように改める。

（本庁における保存文書等の廃棄）

第57条 主務課長は、保管していた文書が所定の保存期間を経過したとき、又は文書が用済み後保存を必要としないときは、第59条第1項の規定により図書館に移管する文書を除き、その文書を廃棄するものとする。ただし、保存期間を延長する必要がある文書については、保存期間経過後、更に保存期間を定めて、これを保存することができる。

2 主務課長は、保存期間中の文書であっても、制度改正等により保存期間を短縮する必要があると認めるときは、その文書の保存期間を短縮し、又はその文書を廃棄することができる。

第58条第1項中「（用済み後保存を必要としない文書にあっては、用済みのときは、）」を「、又は用済み後保存を

必要としないときは、次条第1項の規定により図書館に移管する文書を除き、」に改める。

第59条を次のように改める。

(石川県立図書館への移管)

第59条 総務課長及び所属長は、保存期間を経過した文書について、石川県立図書館(以下「図書館」という。)に移管し、又は第56条第1項、第57条第1項若しくは前条第1項の規定により廃棄しなければならない。

- 2 総務課長及び所属長は、図書館長が歴史資料として重要な公文書として指定するものは、図書館に移管しなければならない。
- 3 総務課長は、前項の規定による指定のために必要があると認めるときは、図書館長に対し、必要な情報を提供することができる。

別表第1中「歴史博物館」を「歴博」に改める。

「歴史博物館」を「歴博」に改める。

別表第2永年の項中「永年」を「30年」に改め、同項中32を削り、33を32とする。

別記様式第13号中「㊦」を削る。

別記様式第14号中「㊧」を削る。

別記様式第17号備考1及び別記様式第18号備考1中「永年」を「30年」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

## 告 示

### 石川県告示第119号

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第13条第2項の規定により児童相談所に置く児童福祉司の数を次のとおり定めた。

令和4年3月31日

石川県知事 馳 浩

#### 1 法第13条第1項の児童福祉司の数

法第13条第1項の児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)の数は、各年度において、次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号に定める数を合計した数以上の数であって、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものであることとする。

(1) (2)及び(3)に掲げる業務以外の業務 ア及びイに掲げる数を合計した数

ア 各児童相談所の管轄区域における人口(最近の国勢調査の結果によるものとする。イ(イ)において同じ。)を3万で除して得た数(その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。)を合計した数

イ 各児童相談所につき、(ア)に掲げる件数から(イ)に掲げる件数を控除して得た件数(その件数が0を下回るときは、0とする。)を40で除して得た数(その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。)を合計した数

(ア) 当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待をいう。(イ)において同じ。)に係る相談に応じた件数

(イ) 当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口1人当たりの件数として厚生労働省令で定める数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数

(2) 法第11条第1項第2号トに規定する里親に関する業務 県が設置する児童相談所の数

(3) 法第11条第1項第1号の規定による市町相互間の連絡調整等、同項第3号の規定による広域的な対応が必要な業務、法第14条第2項の規定による担当区域内の児童に関する状況の通知及び意見の申出その他児童相談所の管轄区域内における関係機関との連絡調整 県の区域内の市町(法第59条の4第1項の児童相談所設置市を除く。)の数を30で除して得た数(その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。)

#### 2 適用日

令和4年4月1日

**石川県告示第120号**

石川県眺望計画の一部を次のとおり変更したので、いしかわ景観総合条例(平成20年石川県条例第29号)第39条第9項において準用する同条第7項の規定により、変更後の石川県眺望計画の図書を公衆の縦覧に供する。

なお、変更後の石川県眺望計画は、令和4年10月1日からその効力を生ずるものとする。

令和4年3月31日

石川県知事 馳 浩

## 1 石川県眺望計画の変更の概要

眺望景観保全地域及び特別地域の指定

眺望景観保全地域及び特別地域として、次のとおり指定する。

白山眺望景観保全地域(北陸新幹線)

(変更後の石川県眺望計画の図書に定めるとおりとする。)

## 2 縦覧場所

石川県土木部都市計画課

**議 会****石川県議会事務局規程第1号**

石川県議会事務局文書取扱規程(平成5年石川県議会事務局規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

石川県議会議長 石 田 忠 夫

第1条の2中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第3項第6号中「総合行政ネットワーク文書の送信及び受信並びに」を削る。

第29条第3項中「総合行政ネットワーク文書」を「電子文書」に改め、同条第4項中「第2条及び」及び「、公印規程第2条各号中「印」とあるのは「電子署名」と」を削り、「公印規程第3条」を「同条」に改め、「電子署名に必要な」を削る。

第42条第1項第1号中「永年」を「30年」に改める。

第48条第1項中「(用済み後保存を必要としない文書にあっては、用済みのときは、)を「、又は用済み後保存を必要としないときは、次条第1項の規定により図書館に移管する文書を除き、」に改める。

第49条を次のように改める。

(石川県立図書館への移管)

第49条 課長は、保存期間を経過した文書について、石川県立図書館(以下「図書館」という。)に移管し、又は前条第1項の規定により廃棄しなければならない。

2 課長は、図書館長が歴史資料として重要な公文書として指定するものは、図書館に移管しなければならない。

3 課長は、前項の規定による指定のために必要があると認めるときは、図書館長に対し、必要な情報を提供することができる。

別表第2永年の項中「永年」を「30年」に改め、同項中18を削り、19を18とする。

別記様式第11号中「㊦」を削る。

別記様式第12号中「㊧」を削る。

別記様式第15号備考1及び別記様式第16号備考1中「永年」を「30年」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**教 育 委 員 会**

石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

石川 県 教 育 委 員 会

石川 県 教 育 委 員 会 規 則 第 五 号

石川 県 立 学 校 の 教 育 職 員 の 業 務 の 量 の 適 切 な 管 理 等 に 関 す る 規 則

( 目 的 )

第 一 条 この 規 則 は、公 立 の 義 務 教 育 諸 学 校 等 の 教 育 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 特 別 措 置 法 ( 昭 和 四 十 六 年 法 律 第 七 十 七 号。以 下 「 法 」 と い う。 ) 第 七 条 の 規 定 に よ り 文 部 科 学 大 臣 が 定 め る 指 針 ( 以 下 「 指 針 」 と い う。 ) に 基 づ き、石 川 県 教 育 委 員 会 ( 以 下 「 教 育 委 員 会 」 と い う。 ) が 行 う 石 川 県 立 学 校 に 勤 務 す る 法 第 二 条 第 二 項 に 規 定 す る 教 育 職 員 ( 以 下 「 教 育 職 員 」 と い う。 ) の 業 務 の 量 の 適 切 な 管 理 そ の 他 教 育 職 員 の 健 康 及 び 福 祉 の 確 保 を 図 る た め の 措 置 に 関 す る 事 項 に つ い て 定 め る こ と に よ り、学 校 教 育 の 水 準 の 維 持 向 上 に 資 す る こ と を 目 的 と す る。

( 教 育 職 員 の 業 務 の 量 の 適 切 な 管 理 )

第 二 条 教 育 委 員 会 は、教 育 職 員 が 業 務 を 行 う 時 間 ( 指 針 に 規 定 す る 在 校 等 時 間 を い う。以 下 同 じ。 ) か ら 所 定 の 勤 務 時 間 ( 法 第 六 条 第 三 項 各 号 に 掲 げ る 日 ( 代 休 日 が 指 定 さ れ た 日 を 除 く。 ) 以 外 の 日 に お け る 正 規 の 勤 務 時 間 を い う。以 下 同 じ。 ) を 除 いた 時 間 を 次 に 掲 げ る 時 間 の 上 限 の 範 囲 内 と す る た め、教 育 職 員 の 業 務 の 量 の 適 切 な 管 理 を 行 う。

- 一 一 箇 月 に つ い て 四 十 五 時 間
- 二 一 年 に つ い て 三 百 六 十 時 間

2 教 育 委 員 会 は、教 育 職 員 が 児 童 生 徒 等 に 係 る 通 常 予 見 す る こ と の で き な い 業 務 の 量 の 大 幅 な 増 加 等 に 伴 い、一 時 的 又 は 突 発 的 に 所 定 の 勤 務 時 間 外 に 業 務 を 行 わ ざ る を 得 な い 場 合 に は、前 項 の 規 定 に か か わ ら ず、教 育 職 員 が 業 務 を 行 う 時 間 か ら 所 定 の 勤 務 時 間 を 除 いた 時 間 を 次 に 掲 げ る 時 間 及 び 月 数 の 上 限 の 範 囲 内 と す る た め、教 育 職 員 の 業 務 の 量 の 適 切 な 管 理 を 行 う。

- 一 一 箇 月 に つ い て 百 時 間 未 滿
- 二 一 年 に つ い て 七 百 二 十 時 間
- 三 一 年 の う ち 一 箇 月 に お い て 四 十 五 時 間 を 超 え る 月 数 に つ い て 六 箇 月
- 四 一 箇 月 と し て 区 分 し た 各 期 間 に 当 該 各 期 間 の 直 前 の 一 箇 月、二 箇 月、三 箇 月、四 箇 月 及 び 五 箇 月 の 期 間 を 加 え た そ れ ぞ れ の 期 間 に お い て 一 箇 月 当 た り の 平 均 時 間 に つ い て 八 十 時 間

( 委 任 )

第 三 条 前 条 に 定 め る も の の ほ か、教 育 職 員 の 業 務 の 量 の 適 切 な 管 理 そ の 他 教 育 職 員 の 健 康 及 び 福 祉 の 確 保 を 図 る た め に 必 要 な 措 置 に 関 す る 事 項 に つ い て は、教 育 長 が 別 に 定 め る。

附 則

こ の 規 則 は、令 和 四 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

選 挙 管 理 委 員 会

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会 令 告 示 第 42 号

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会 選 挙 管 理 規 程 ( 昭 和 56 年 石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 1 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

令 和 4 年 3 月 31 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

第 20 条 の 中

第 七 条 第 一 項 及 び 第 二 項、第 十 条 第 一 項 第 一 号、第 二 十 一 条 第 四 項、第 三 十 二 条、第 五 十 四 条 第 一 項 か ら 第 三 項 ま で 及 び 第 五 項、第 五 十 五 条 第 一 項	総 務 課 長	書 記 長
第 七 条 第 三 項、第 十 条 第 一 項 第 二 号、第 十 一 条 第 一 項、第 十 四 条 第 三 項	主 務 課 長	書 記 長

を

第七條第一項及び第二項、第十條第一項第一号、第二十一條第四項、第三十二條、第五十四條第一項から第三項まで及び第五項、第五十五條第一項、第五十九條第三項	総務課長	書記長
第七條第三項、第十條第一項第二号、第十一條第一項、第十四條第三項、第五十七條	主務課長	書記長

に、

第五十一條第一項	出先機関	事務局等
----------	------	------

を

第五十一條第一項	出先機関	事務局等
第五十九條第一項及び第二項	総務課長及び所属長	書記長

に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

監 査 委 員

石川県監査委員規程第2号

石川県監査委員事務局処務規程（昭和39年石川県監査委員規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

石 川 県 監 査 委 員

第15条の表中	第7条第2項、第10条第1項第1号、第21条第4項、第32条、第50条、第52条、第54条第1項から第3項まで及び第5項、第55条第1項、第56条	を	第7条第2項、第10条第1項第1号、第21条第4項、第32条、第50条、第52条、第54条第1項から第3項まで及び第5項、第55条第1項、第56条、第59条	に、
---------	---	---	--	----

第11条第1項から第4項まで、第14条第1項、第31条第5項及び第6項、第33条第1項から第4項まで、第37条、第38条、第47条第4項、第57条	を	第11条第1項から第4項まで、第14条第1項、第31条第5項及び第6項、第33条第1項から第4項まで、第37条、第38条、第47条第4項	に、
---	---	--	----

第14条第1項、第29条第1項及び第2項、第30条、第50条第2項、第57条	を	第29条第1項及び第2項、第30条、第50条第2項	に、
--	---	---------------------------	----

第28条、第47条第3項、第52条、第60条	を	第28条、第47条第3項、第52条、第59条、第60条	に改める。
------------------------	---	-----------------------------	-------

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

